

行政不服審査法に基づく

審査請求のご案内

(令和3年4月)

江戸川区総務部法務課法務係
電話：03(5662)6264(直通)

第1 審査請求制度について

1 審査請求とは

審査請求は、行政庁が行った違法又は不当な行政処分に関して、裁判よりも簡易迅速な手続によって国民の権利利益の救済を図るものであり、行政不服審査法により定められた手続です。

行政処分等について審査請求がなされると、審査庁が、その処分の適法性・正当性について審査を行い、原則として第三者機関である江戸川区行政不服審査会の意見を聞いた上で、裁決を行います。

その処分が違法又は不当である場合には、審査庁が、裁決によって処分を取り消したり、処分の変更を行ったりすることができます。

2 審査請求の対象

審査請求を行うことができるのは、行政庁が行った行為のうち、次のものです。

(1) 行政庁の「処分」

いわゆる行政処分（行政庁が、法令に基づき、公権力の行使として、直接・具体的に国民の権利義務を規律する行為）のほか、人の収容や物の留置など、公権力の行使に当たる行政庁の行為が含まれます。これらに対して、処分の取消しや変更を求めることができます（行政不服審査法第1条・第2条）。

審査請求の対象となる処分が行われる場合は、その処分通知に、審査請求を行うことができる旨が教示されています。対象になるかわからない場合には、処分通知をご確認いただくか、処分の担当部署にお問い合わせください。

(2) 法令に基づく申請に対する不作為

法令に基づき行政庁に対して処分についての何らかの申請をしたにもかかわらず、申請から相当の期間が経過しても、その申請に対して何らの処分もなされない場合（「不作為」といいます。）に、審査請求を行い、何らかの処分をするよう求めることができます（行政不服審査法第3条）。

3 審査請求を行うことができる方

(1) 処分についての審査請求ができる方

処分について審査請求をすることができるのは、その処分によって自分の権利や法律上保護された利益を侵害された方、又は侵害されるおそれのある方です。

ご家族等に対する処分であっても、自分自身の利益に直接関係のない処分について、審査請求を行うことはできません。

処分のあて先になっている方以外でも、その処分によって自分自身の生命、身体、財産等に著しい不利益を受ける（おそれがある）場合には、審査請求を行うことができます。

(2) 不作為（申請をしたのに何らの処分もないこと）についての審査請求ができる方

不作為について審査請求をすることができるのは、その不作為に係る申請をした方のみです。

4 審査請求先

審査庁（審査請求を行う先）は法律で定められており、対象となる処分の内容によって異なりま

す（行政不服審査法第4条）。

審査請求の対象となる処分が行われる場合は、その処分通知に、審査請求を行うべき行政庁が教示されていますので、処分通知をご確認ください。

わからない場合は、処分の担当部署にお問い合わせください。

5 審査請求期間

(1) 処分に対する審査請求

原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月を経過したときは、審査請求を行うことができません（行政不服審査法第18条第1項）。

また、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません（同条第2項）。

ただし、上記の期間を経過した場合も、期間を過ぎたことに「正当な理由」がある場合には、審査請求が認められます。「正当な理由」がある場合とは、天災など、審査請求ができなかったことについてやむを得ない理由がある場合です。

(2) 不作為に対する審査請求

当該不作為が継続している間、つまり処分がなされるまでの間は、いつでもすることができます。

第2 審査請求の方法

1 審査請求書の作成

(1) 審査請求書

審査請求は、原則として、「審査請求書」を提出してしなければなりません（行政不服審査法第19条第1項）。

また、審査請求書に記載しなければならない事項が法律で決められています。

区では、希望する方に必要項目が載った審査請求書用紙をお渡ししていますが（区ホームページからPDF形式のファイルをダウンロードすることもできます。）決まった様式はありませんので、必要事項が記載されていればどのような形式でも構いません。

審査請求書の書き方については、第3の1・2を参照してください。

(2) 審査請求書に書かなければならない事項

ア 処分についての審査請求書に記載すべき事項（行政不服審査法第19条第2項）

審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

審査請求に係る処分の内容

審査請求に係る処分があったことを知った年月日

審査請求の趣旨及び理由

処分庁の教示の有無及びその内容

審査請求の年月日

イ 不作為についての審査請求書に記載すべき事項（行政不服審査法第19条第3項）

審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

当該不作為に係る処分についての申請の内容及び年月日

審査請求の年月日

(3) その他注意事項

ア ご本人ではなく、ご家族の方や弁護士など代理人によって審査請求を行う場合は、代理人の資格を証する書面（委任状等）を添付する必要があります（委任状の提出があっても、確認のため請求人ご本人に問い合わせることもあります。）

委任状の書き方は第3の3を参照してください。

イ 審査請求人が法人等の場合は、代表者の資格を証明する書面（登記事項証明書等）が必要です。

2 審査請求書の提出

審査庁（審査請求を行う先）は、行政不服審査法第4条で定められており、処分の内容によって異なります。

審査請求の対象となる処分が行われる場合は、その処分通知に、審査請求を行うべき行政庁が教示されています。処分通知をご確認いただくか、処分の担当部署にお問い合わせください。

(1) 審査請求先が江戸川区長の場合

審査請求書を、処分を行った担当部署又は総務部法務課法務係あてに提出してください（郵送でも提出することができます）。

(2) 審査請求先が江戸川区長以外の場合

審査請求先が、江戸川区長以外（東京都知事など）の場合は、提出方法等は各提出先にお問い合わせください。

3 審査請求の取下げ

審査請求書を提出した後でも、事情が変わって審査請求の必要がなくなった場合などは、裁決があるまでの間はいつでも取下げを行うことができます。

取下げを行う場合は、取下書を提出しなければなりません（行政不服審査法第27条）。

取下書の書き方については、第3の4を参照してください。

第3 記載例

1 処分についての審査請求書の記載例

(必要事項が記載されていれば、この様式でなくてもかまいません。)

審 査 請 求 書

令和 年 5月 1日

(審査庁) 江戸川区長 殿

審査請求人 住所 江戸川区中央1丁目 -
マンション201号室

氏名 江戸川 太郎

【 法人等の場合は、法人等の名称及び代表者氏名】

(電話: -)

代理人 住所 江戸川区中央1丁目 -

氏名 江戸川 一郎

(電話: -)

次のとおり審査請求をします。

審査請求に係る処分	1 処分日 令和 年 4月 20日 2 文書番号 送第 号 3 処分の名称 手当認定申請却下通知書 4 処分庁 江戸川区長
処分があったことを知った日	令和 年 4月 22日
審査請求の趣旨 (いずれかを で囲む)	・ 上記処分の全部を取り消すとの裁決を求める。 ・ 上記処分の一部 (の部分) を取り消すとの裁決を求める。

処分庁の教示の有無 及び内容	1 教示の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 (どちらかを で囲む) 2 教示の内容 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、江戸川区長に対して審査請求をすることができます。
審査請求の理由	(処分の取消し等を求める理由を、できるだけ具体的に記載してください。) 江戸川区 手当条例によれば、条例第4条1項各号のいずれかに該当し、江戸川区の区域内に住所を有するものに対して、 手当を支給するとあります。 審査請求人は、条例第4条1項1号の定める「 」の要件に該当しますので、手当の受給要件があります。 それにもかかわらず、手当の認定申請を却下する上記の処分は、江戸川区手当条例4条1項に反して違法なので、取消しを求めます。
添付書類等 (該当する番号を で囲む)	1 添付書類 (1) 代表者(管理人)の資格を証明する書面 (2) 総代の資格を証明する書面 <input checked="" type="radio"/> (3) 代理人の資格を証明する書面 2 証拠書類 <input checked="" type="radio"/> (1) 処分に係る通知の写し (2) その他

審査庁

審査請求を行う先（審査庁）は法律で定められており、対象となる処分の内容によって異なります（行政不服審査法第4条）。

審査請求の対象となる処分が行われる場合は、その処分通知に、審査請求を行うべき行政庁が教示されています。処分通知をご確認いただくか、処分の担当部署にお問い合わせください。

審査請求人

審査請求人の住所・氏名を記載します。

審査請求人が法人その他の団体若しくは財団である場合は、法人等の名称を記載した上で、その代表者又は管理人の住所・氏名を記載します。

代理人

代理人によって審査請求をする場合（弁護士等が依頼を受けて行う場合、ご家族等の依頼で代わりに行う場合等）には代理人の住所・氏名を記載します。

代理人によって審査請求をする場合は、併せて委任状の提出が必要です（委任状の記載例は第3の3参照）。

審査請求に係る処分

審査請求の対象となる行政処分について、処分通知に記載されている(1)処分日、(2)文書番号、(3)処分の名称、(4)処分庁を記載します。

処分があったことを知った日

審査請求の対象となる行政処分について、正式にいつ知ったのか、その年月日を記載します。（通常は、その処分通知を受け取った日になります。）

審査請求の趣旨

審査請求の対象となる行政処分に関して、どのような裁決を求めるのかを明確に記載します。

審査請求の制度の中で求めることができるのは、基本は、行政処分の全部を取り消すこと、又は行政処分の一部を取り消すことです。

行政処分の程度に不服がある場合等については、変更を求めることもできます（例：営業停止処分の期間の短縮を求めるなど）

処分庁の教示の有無及び内容

審査請求の対象となる行政処分の通知において、審査請求ができる旨や審査請求期間、審査請求先に関する教示（お知らせ）があったか、どのような内容の教示があったのかを記載します。

審査請求の理由

審査請求の対象となる行政処分について、取消し等を求める理由、つまり、その処分が違法又は

不当であると考える理由を、具体的に記載します。

例えば、処分の前提となる事実関係に誤りがある、処分の根拠となった法令等の適用が誤っている、処分の根拠となった法令等の解釈に誤りがある、などの主張が考えられます。

長くなる場合には、別紙等に記載してもかまいません。

添付書類等

(1) 添付書類

ア 審査請求人が、処分を受けた方本人ではなく、ご家族の方や弁護士など代理人の場合は、代理人の資格を証する書面（委任状等）を添付する必要があります。

イ 審査請求人が法人等の場合は、代表者の資格を証明する書面（登記事項証明書等）を添付する必要があります。

(2) 証拠書類

審査請求書に記載した内容を証明するための証拠書類があれば添付します。

処分に係る通知を受け取っている場合は、できるだけその写しを提出してください。

2 不作為についての審査請求書の記載例

(必要事項が記載されていれば、この様式でなくてもかまいません。)

審 査 請 求 書 (不 作 為)

令和 年 5月 1日

(審査庁) 江戸川区長 殿

審査請求人 住所 江戸川区中央1丁目 -
マンション201号室

氏名 江戸川 太郎
【 法人等の場合は、法人等の名称及び代表者氏名】
(電話: -)

代理人 住所
氏名
(電話:)

次のとおり審査請求をします。

不作為に係る処分	(1)申請年月日 令和 年 2月 10日 (2)申請の内容 手当認定申請 (3)不作為庁 江戸川区長
審査請求の趣旨	上記申請について、速やかに(認定) の処分をするよう求める。
添付書類等 (該当する番号を で囲む)	1 添付書類 (1) 代表者(管理人)の資格を証明する書面 (2) 総代の資格を証明する書面 (3) 代理人の資格を証明する書面 2 証拠書類

不作為についての審査請求を行う前に

申請に対して処分がなされていない場合、担当部署からの通知が行き違いになっていたりすることもあります。まずは申請を行った担当部署に、申請に対する処理がどうなっているのかお問い合わせください。

審査庁

審査請求を行う先（審査庁）は法律で定められており、対象となる処分の内容によって異なります（行政不服審査法第4条）。

不作為に係る処分について、処分庁に上級行政庁がない場合は、その行政庁が、上級行政庁がある場合にはその上級行政庁が審査請求先になります。ご不明な場合は、申請を行った担当部署又は総務部法務課法務係にお問い合わせください。

審査請求人

審査請求人の住所・氏名を記載します。

審査請求人が法人その他の社団若しくは財団である場合は、法人等の名称を記載した上で、その代表者又は管理人の住所・氏名を記載します。

代理人

代理人によって審査請求をする場合（弁護士等が依頼を受けて行う場合、ご家族等の依頼で代わりに行う場合等）には代理人の住所・氏名を記載します。

代理人によって審査請求をする場合は、併せて委任状の提出が必要です（委任状の記載例は第3の3参照）。

不作為に係る処分

審査請求の対象になる不作為について、(1)申請年月日、(2)申請の内容、(3)不作為庁（どこに対して申請を行ったのか）を記載します。

審査請求の趣旨

申請に対して、どのような処分を求めるのかを記載します。

添付書類等

(1) 添付書類

ア 審査請求人が、処分を受けた方本人ではなく、ご家族の方や弁護士など代理人の場合は、代理人の資格を証する書面（委任状等）を添付する必要があります。

イ 審査請求人が法人等の場合は、代表者の資格を証明する書面（登記事項証明書等）を添付する必要があります。

(2) 証拠書類

審査請求書に記載した内容を証明するための証拠書類があれば添付します。

例えば、申請書の写しを持っている場合などは、できるだけ提出してください。

3 委任状の記載例

(必要事項が記載されていれば、この様式でなくてもかまいません。)

委 任 状

代理人 住所 江戸川区中央一丁目 -

氏名 江戸川 一郎

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 処分庁 江戸川区長 が、令和 年 4月 20日付けで行った
手当認定申請却下通知書(送第 号) の処分について、
審査請求をすることに関する一切の権限
- 2 1に記載した審査請求を取り下げる権限

令和 年 4月 29日

審査請求人 住所 江戸川区中央一丁目 -
マンション201号室

氏名 江戸川 太郎

代理人

委任を受けて審査請求の事務を行う代理人の住所・氏名を記載します。

委任事項

委任の対象となる審査請求を特定します。

なお、審査請求の取下げについては、特別の委任が必要です。委任状にその旨の記載がないと、代理人であっても審査請求を取り下げることができませんので、ご注意ください。

日付

委任を行う日付を記載します。委任は、審査請求日より前に行う必要があります。

審査請求人

審査請求人の住所・氏名を記載します。

4 取下げ書の記載例

(必要事項が記載されていれば、この様式でなくてもかまいません。)

審 査 請 求 取 下 書

令和 年 6月 1日

(審査庁) 江戸川区長 殿

審査請求人 住所 江戸川区中央1丁目 -
マンション201号室

氏名 江戸川 太郎
【 法人等の場合は、法人等の名称及び代表者氏名】
(電話: -)

代理人 住所 江戸川区中央1丁目 -

氏名 江戸川 一郎
(電話: -)

行政不服審査法第27条の規定により、下記の審査請求を取り下げます。

記

1 審査請求の件名

令和 年4月20日付け 手当認定申請却下通知書(送第 号)についての審査請求
(年度審査請求第 号)

2 審査請求年月日

令和 年 5月 1日

第4 審査の流れ

審査請求がなされると、概ね次のような流れで審査を行います。

1 情報公開・自己情報開示等以外の処分

(1) 審査請求書の受理と審理員の指名

審査庁は、審査請求書を受理したら、「審理員」を指名し、審査請求人に通知します。

「審理員」とは、処分に関する手続に関与していない職員から選ばれ、審査請求の審理に当たって中心的な役割を果たす者です。

ただし、審査請求が不適法な場合（審査請求の対象とならない行為を対象としている場合等、形式的な要件を満たさない場合）は審理員の指名は行いません。また、情報公開・自己情報開示等の処分に係る審査請求についても、条例で特別に他の手続が定められているため、審理員の指名は行いません（行政不服審査法第9条第1項）。

(2) 弁明書の提出

審理員（審理員の指名を行わない場合は審査庁）は、処分を担当した部署に対して、審査請求に対する弁明書（対象となる処分の適法性・正当性を説明する文書）の提出を求め（行政不服審査法第29条第2項）弁明書の写しを審査請求人に送付します（同条第5項）。

(3) 反論書の提出

審査請求人は、処分庁が作成した弁明書に対して、反論書を提出することができます（行政不服審査法第30条第1項）。

(4) 証拠の提出

審査請求人、処分庁は、それぞれ、処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができます（行政不服審査法第32条第1項・第2項）。

また、審理員（審理員の指名を行わない場合は審査庁）が職権で提出を求めることもあります（行政不服審査法第33条）。

なお、(2)から(4)までの手続は、何度か繰り返されることもあります。

(5) 口頭意見陳述

審査請求は、原則として書面による審査で行われますが、審査請求人又は参加人の求めがあった場合には、審理員は、審査請求人、処分庁等を招集して、審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を設けます（行政不服審査法第31条第1項・第2項）。

口頭意見陳述を行う審査請求人等は、審理員の許可を得た上で、処分庁等に対して質問をすることもできます（同条第5項）。

(6) 審理員による調査

審理員（審理員の指名を行わない場合は審査庁）は、審査請求人等の申立てにより又は職権で、

審理関係人への質問など、必要な調査を行うことができます（行政不服審査法第 33 条～第 36 条）。

(7) 資料の閲覧等の請求

審査請求人は、審理手続が終結するまでの間、審理員（審理員の指名を行わない場合は審査庁）に対し、提出書類等の閲覧又は写しの交付を求めることができます（行政不服審査法第 38 条）。

ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、これを拒むことができます。

なお、写しの交付については、その実費を徴収します（江戸川区行政不服審査会の設置等に関する条例第 12 条、同条例施行規則第 10 条）。

(8) 審理員意見書の提出

審理員は、審理手続を終結したときは、「審理員意見書」を作成し、事件記録と共に審査庁に提出します（行政不服審査法第 42 条）。

(9) 江戸川区行政不服審査会への諮問

審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、一定の場合を除き、審理員意見書及び事件記録の写しを添えて江戸川区行政不服審査会に諮問を行います（行政不服審査法第 43 条）。

行政不服審査会は、弁護士等 3 名により構成されている第三者機関です。

行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表します（同法第 79 条）。

(10) 裁決書の送付

審査庁は、行政不服審査会から諮問に対する答申を受けたとき（審理員の指名を行わない場合は、審理手続を終了したとき）は、遅滞なく裁決を行い（行政不服審査法第 44 条）審査請求人に対して裁決書の謄本を送付します（同法第 51 条）。

2 情報公開・自己情報開示等の処分

情報公開・自己情報開示等の処分については、審理員の指名（上記(1)）、審理員意見書の提出（上記(8)）、江戸川区行政不服審査会への諮問（上記(9)）は行われません（江戸川区情報公開条例第 18 条、江戸川区個人情報保護条例第 24 条）。

審査庁が、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問を経て、裁決を行います。

その他の手続は、上記 1 と同様です。